

# 清瀬市一時預かり利用者負担軽減事業

## 1 事業の内容

- 低所得世帯等のお子さんが清瀬市内で実施している一時預かり事業を利用する際に、利用料が割引される（1日あたり3,000円上限）事業です。  
※低所得世帯等とは、生活保護世帯、住民税非課税世帯のいずれかの世帯をいいます。
- 児童一人・一日ごとの利用料金等から下記の減免額を差引いた額を利用者負担額とします。
- キャンセル料および給食費等、保育の提供に関する料金以外は減免（割引）の対象外です。
- 減免該当事由

該当事由		減免額
1	生活保護受給世帯	3,000円
2	住民税非課税世帯	2,400円

## 2 利用できる施設について

- 一時預かり事業等を実施している施設は以下のとおりです。施設ごとに対象年齢や条件が異なりますので、詳細は各施設に直接お問い合わせください。
- 清瀬市内の利用できる施設

事業区分	一時預かり（余裕活用型）	一時預かり（一般型）
私立保育園等	清瀬駅前保育園 清瀬上宮保育園 中清戸保育園 のしお一丁目保育園 メリーポピンズ清瀬ルーム メリーポピンズ松山ルーム ピッコロルーム あいあいちびっこルーム	すみれ保育園 きよせ保育園 清瀬どろんこ保育園 中里どろんこ保育園
公立保育園	第1保育園 第3保育園	
そのほか		きよせ幼稚園 子育て支援の家「あいあい」 ウイズアイひまわり どんぐりルーム

### 3. 利用対象者について

- お子さん、保護者ともに利用時に清瀬市民であること
- お子さんが保育園、幼稚園に通っていないこと。以下の施設に通われている場合は対象外となります。

- ・認可保育園  
    ※認可の小規模保育事業、事業所内保育事業含む
- ・認定こども園
- ・認可外保育施設
- ・幼稚園

- 世帯が生活保護受給世帯、住民税非課税世帯のいずれかであること

### 4. 利用方法

- 利用する前月 20 日までに、減免の申請をしてください。
- 申請に必要な書類

対象世帯	必要書類
生活保護受給世帯	生活保護受給証明書
住民税非課税世帯	住民税非課税証明書の写し ※当該年度 1 月 1 日現在で清瀬市に住民登録がある方で 市が保有する住民税の電子情報で確認できる方は不要

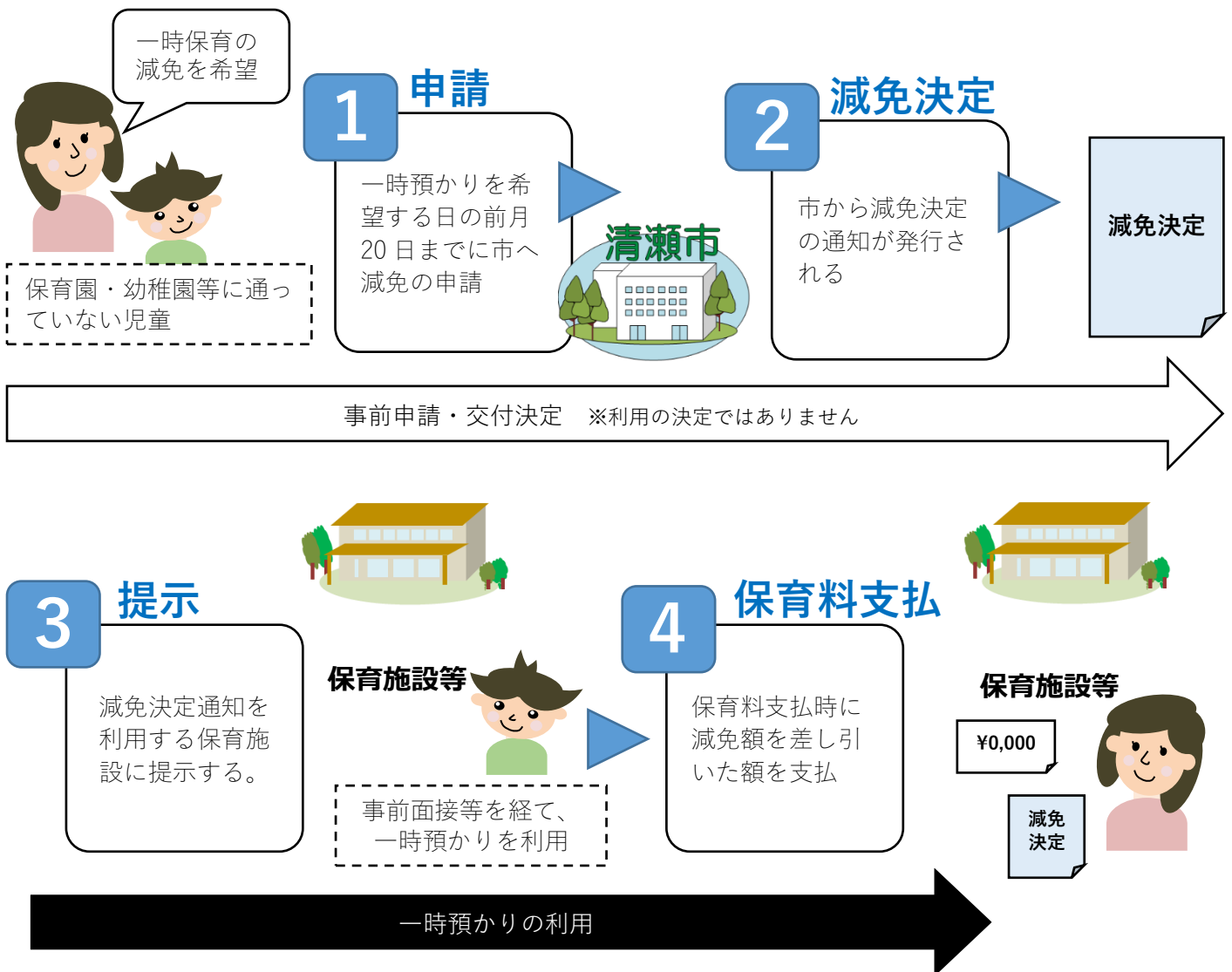
### 5 申請・問い合わせ先

清瀬市福祉子ども部子ども支援課保育・幼稚園係  
〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目 842 番地 清瀬市しあわせ未来センター1 階  
電話 042-497-2086 (直通)

### 6 減免決定通知の交付

- 市で審査を行い 10 日から 2 週間前後で交付します。
- 減免額や有効期間が記載されていますので、一時預かりをご利用の際に提示してください。
- 審査の結果、対象外となった方には非該当の通知をお送りします。

## 7 利用フロー



## 8 幼児教育・保育の無償化との併用

- 幼児教育・保育の無償化と併用される場合は事前に保育認定を受けることが必要です。

詳しくは保育・幼稚園係にお問合せください。

※保育認定の期間と減免の有効期間は必ずしも一致しません。それぞれで事前に申請することが必要です。どちらかが非該当となる場合は併用できません。

- 幼児教育・保育の無償化の補助額（月額上限額）

年齢区分	無償化による補助
0歳から2歳児クラスの非課税世帯	42,000円
3歳児クラス以上	37,000円

- 減免（割引）された後の保育料について無償化による補助を受けることができます。

※施設からの提供証明書の提出が必要です。

- 申請と支払の時期は年4回です。

- 幼児教育・保育の無償化の対象になる施設以外での利用は併用の対象とはなりません。

## 9 一時預かりの利用について

- 一時預かりの利用については各施設に直接ご相談ください。
- 利用の際に必ず提示をしてください。一旦、利用料を支払った後に減免決定通知を提示いただいても事後の割引等はありません。

※施設は減免決定通知に記載されている金額を利用料から割引します。日額上限以上の割引はできません。

## 10 利用回数

- 有効期間中は何度でもご利用いただけます。

## 11 更新

- 有効期間が切れる前月の 20 日までに更新をお願いいたします。

## 12 利用上の注意

- お申し込みや料金等については実施施設へ直接お問合せください。
- 利用の前に別途面談等が必要になります。
- 利用される際は減免決定通知書を実施施設へ提示してください。
- キャンセル料や給食費等の費用は減免の対象外です。
- 病児・病後児保育室の保育料については減免決定通知書では減免できません。別途申請が必要です。
- 減免決定期間中に家庭状況等の変更により減免事由に該当しなくなったと判断されたとき、またはそのほか一時預かり事業の保護者負担額の納入が可能だと判断される状況があったと判断されたときは、その翌月からこの決定は解除となります。
- 減免有効期間内であっても、清瀬市外への転出や幼稚園・保育施設等へ定期的に通うことになった場合はその日から減免の対象外となります。